

## ○尼崎市たばこ対策推進条例施行規則

令和7年3月31日

規則第21号

(この規則の趣旨)

**第1条** この規則は、尼崎市たばこ対策推進条例(平成30年尼崎市条例第37号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。  
(たばこ対策指導員)

**第2条** 条例第14条第1項の規定による指導及び条例第18条の規定による過料の処分(以下「過料処分」という。)に係る事務(以下「指導等事務」という。)を行わせるため、たばこ対策指導員を置く。

2 たばこ対策指導員は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 たばこ対策指導員は、指導等事務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料処分に係る弁明の機会の付与の通知)

**第3条** 過料処分をしようとする場合における尼崎市行政手続条例(平成8年尼崎市条例第1号)第28条の規定による通知は、過料処分告知書により行うものとする。

(過料処分決定通知書の交付)

**第4条** 市長は、過料処分をする場合においては、その名宛人に対し、過料処分決定通知書を交付するものとする。

(過料処分の手続)

**第5条** 前2条に規定するもののほか、過料処分の手続については、尼崎市行政手続条例に定めるところによる。

(施行の細目)

**第6条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

**付 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

		第	号
<b>尼崎市たばこ対策指導員証</b>			
写 真	所 属	_____	
	氏 名	_____	
<p>上記の者は、尼崎市たばこ対策推進条例（平成30年尼崎市条例第37号）第14条第1項の規定による指導及び同条例第18条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員であることを証明する。</p>			
年      月      日			
尼 崎 市 長			印